

新潟県条例第49号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表荷さばき地の部使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合
使用面積1平方メートル使用日数1日につきの項及び使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につきの項を次のように改める。

使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	7円2銭	6円31銭	2円97銭	2円97銭	1円
使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	14円4銭	12円61銭	5円93銭	5円93銭	1円97銭

別表保管施設の野積場の部その他の使用の項を次のように改める。

その他 の使用	舗装	一般	使用期間が7日以内 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	3円51銭	3円15銭	1円49銭	1円49銭	49銭
			使用期間が8日以上 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	5円27銭	4円74銭	2円23銭	2円23銭	76銭
		専用	使用面積1平方メー トル1月につき	105円	95円	45円	45円	15円
未舗装		一般	使用期間が7日以内 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	2円42銭	2円18銭	85銭	85銭	37銭
			使用期間が8日以上 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	3円69銭	3円28銭	1円46銭	1円46銭	61銭
		専用	使用面積1平方メー トル1月につき	72円	66円	25円	25円	12円

別表港湾施設用地の部工作物を設置するものの項及び工作物を設置しないものの項を次のように改める。

工作物を設置す るもの	舗装	一般	使用期間が1月未満 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	2円66銭	2円40銭	93銭	93銭	41銭
			使用期間が1月以上 の場合 使用面積1 平方メートル1月に つき	76円	68円	26円	26円	13円
工作 物を 設 置 し な い も の	舗装	一般	使用期間が7日以内 の場合 使用面積1 平方メートル使用日 数1日につき	3円51銭	3円15銭	1円49銭	1円49銭	49銭
			使用期間が8日以上 の場合 使用面積1 平方メートル使用日	5円27銭	4円74銭	2円23銭	2円23銭	76銭

		数1日につき					
	専用	使用面積1平方メートル1月につき	105円	95円	45円	45円	15円
未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	2円42銭	2円18銭	85銭	85銭	37銭
		使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル使用日数1日につき	3円69銭	3円28銭	1円46銭	1円46銭	61銭
	専用	使用面積1平方メートル1月につき	72円	66円	26円	26円	12円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。